

南牧村美しいむらづくり条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 むらづくり審議会（第2条－第8条）
- 第3章 土地利用計画（第9条）
- 第4章 村内行為の手続き（第10条－第19条）
- 第5章 村内行為の承認基準等（第20条－第27条）
- 第6章 雑則（第28条・第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、南牧村美しいむらづくり条例（平成18年南牧村条例第 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 むらづくり審議会

（組織）

第2条 条例第9条に規定するむらづくり審議会（以下「審議会」という。）は、委員7名以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 議会議員
- (3) 地区の代表者

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(委員の禁止行為)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、建設課に置く。

第3章 土地利用計画

(土地利用計画の策定)

第9条 条例第10条第3項の規定による地区の目指すべき姿は、別表第1のとおりとする。

2 計画に係る関係図書は、南牧村役場において縦覧に供する。

第4章 村内行為の手続き

(村内行為事前協議書及び村内行為届出書)

第10条 条例第12条に規定する協議は、様式第1号による。

2 条例第15条に規定する協議を終了した旨の通知は、様式第2号による。

3 条例第 26 条ただし書に規定する届出は、様式第 3 号による。

(村内行為承認申請書及び承認通知書)

第 11 条 条例第 16 条に規定する村内行為承認申請書は、様式第 4 号による。

2 事業者は、前項の村内行為承認申請書に、様式第 5 号による近隣関係者の同意書又は村内行為の内容を村内に周知したことの事実を証する資料を添付するものとする。

3 条例第 17 条第 1 項に規定する村内行為を承認する旨の通知は、様式第 6 号による。

4 条例第 17 条第 2 項に規定する村内行為にかかる協議を継続する旨の通知は、様式第 7 号による。

(村内行為の内容の変更)

第 12 条 条例第 19 条第 2 項に規定する村内行為の内容の変更の届出は、様式第 8 号による。

(工事着手届の提出)

第 13 条 条例第 20 条第 1 項に規定する工事着手届は、様式第 9 号による。

(工事の完了時期の変更、工事の中断等の届出の提出)

第 14 条 条例第 20 条第 2 項に規定する工事の完了時期の変更の届出は、様式第 10 号、工事の中断及び廃止の届出は、様式第 11 号による。

(工事完了届の届出)

第 15 条 条例第 20 条第 4 項に規定する工事完了届は、様式第 12 号による。

(身分を示す証票)

第 16 条 条例第 21 条第 3 項の規定による職員の身分を示す証票は、様式第 13 号による。

(措置命令書)

第 17 条 条例第 22 条の規定による措置の命令は、様式第 14 号による。

(行政代執行令書)

第 18 条 条例第 23 条の規定による行政代執行法 (昭和 23 年法律第 43 号) に基づく代執行の通知は、様式第 15 号による。

(検査通知書)

第 19 条 条例第 24 条第 1 項の規定による通知は、様式第 16 号による。

第 5 章 村内行為の承認基準等

(土地の形質変更等)

第 20 条 土地造成に係る行為について、切土及び盛土部は、最小限にとどめ、地形に順応した造成を行い、残土は、土捨場を設けて処理するものとする。

2 切土及び盛土の法面は、45° 以下として、法面の安定を図るものとする。

3 法面は、張芝、筋芝、種子吹付、植生盤及びその他現地に適した工法により緑化修景しなければならない。

4 現存する植生は、極力残存させ、保護し、道路造成等に当たっては、特に留意しなければならない。

5 村内行為の区域内における主要幹線の両側 20m、準幹線道路の両側 10mには建築界を設けて自然を保護しなければならない。

6 休養地の造成にかかる工作物は、道路、給排水施設、境界杭、電気・電話施設及び休養地管理施設等とするものとする。

7 造成する区域内道路の路面面積は、造成面積全体の 10%以下にするものとし、擁壁工を必要とする場合は、原則として自然石による石積工又は石張工とするものとする。

8 個人向休養地は、原則として 1 区画 1,000 m²以上とするものとする。

9 樹木は、可能な限り残存させ、当該地域に生育している同種類の植物を積極的に植栽するものとする。

10 鳥獣類保護のための施策を積極的に行うものとする。

11 雨水及び集水の区域は現状を変更してはならない。

(建築物等)

第 21 条 建築物等について、建ぺい率は、条例第 10 条第 2 項の規定による別荘地地区においては 15%、野辺山原地区、国道 141 号沿道地区及び一般山林地区に

においては 20%、既成集落地区においては 50%を超えてはならない。ただし、農業振興に係る施設について、村長が自然環境、生活環境及び景観を損なわないと認める場合を除く。

2 建築物等について、容積率は、条例第 10 条第 2 項の規定による別荘地地区においては 20%、野辺山原地区、国道 141 号沿道地区及び一般山林地区においては 40%、既成集落地区においては 80%を超えてはならない。ただし、農業振興に係る施設について、村長が自然環境、生活環境及び景観を損なわないと認める場合を除く。

3 建築物等については、最高部分が 13mを超えないものとする。ただし、農業振興に係る施設について、村長が自然環境、生活環境及び景観を損なわないと認める場合を除く。

4 建築後に景観等に支障を生じたと村長が認めた場合、事業者は、速やかに撤去しなければならない。

5 建築物の外部仕様の材料と色彩については、天然材料本来の色を用い、人工色は可能な限り避けるものとする。人工色を用いる場合は、低彩度の色調とする。

6 へい、その他しゃへい物については、出来る限り設置を避けるものとする。やむを得ず設置する場合は、村内に生育する植物による生垣、又は高さ 1.2m以下のものとする。

(地下水開発)

第 22 条 地下水を開発する場合は、地域住民の農業用水及び飲用水の資源保護を図るため、別表第 2 に掲げる基準によらなければならない。

2地下水の取水施設を設置しようとする者は、様式第 1 号に、次に掲げる事項を記載した文書を添付して村長と協議しなければならない。

- (1) 設置者の氏名及び住所（法人は、その名称及び代表者、主たる事務所の所在地）
- (2) 設置場所及び付近の見取図
- (3) 取水の方法
- (4) 取水の目的及び1日あたりの最大使用量
- (5) 排水の処理方法
- (6) 取水の開始予定年月日

(廃棄物処理)

第 23 条 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 6 条の規定により作成された南牧村一般廃棄物処理計画に基づき行うものとする。

第 24 条 し尿等の処理については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 下水道等整備地区（以下「整備地区」という。）のし尿及び雑排水は、下水道等により処理し、整備地区以外の地区については、合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）により処理、又は事業者が処理場を設置しなければならない。ただし、整備地区以外の地区において止むを得ない事情があると村長が認めた場合は、し尿は汲み取り方式、雑排水は簡易ろ過槽により処理し、ろ過水は村内行為の区域内（宅地造成の場合は各区画内）で処理するものとする。
- (2) 整備地区において、村内行為により、下水道等の処理能力を超え、処理場等の新設又は改良が必要となる場合、事業者は、その費用について村長と協議の上、負担しなければならない。
- (3) 浄化槽で処理した後の水（以下「浄化槽放流水」という。）の水質は、生物化学的酸素要求量 $20\text{mg}/\text{l}$ 以下としなければならない。
- (4) 浄化槽放流水は、これにより環境衛生上の支障を及ぼさない河川等に放流することとし、放流先がないと村長が認めた場合は、地下浸透により村内行為の区域内（宅地造成の場合は各区画内）で処理しなければならない。
- (5) 浄化槽の維持管理及び水質検査については、浄化槽設置者が、浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号）の規定に基づき責任を持って行うほか、管理日誌を具備しなければならない。
- (6) 浄化槽放流水により紛争及び被害が発生した場合は、浄化槽設置者及び事業者の責任において解決にあたらなければならない。

第 25 条 環境への影響が著しいと村長が認めた村内行為における浄化槽の基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽の人槽は 7 人槽以上とし、かつ、村長と協議し、使用を認められたものでなければならない。
- (2) 浄化槽放流水の水質は、生物化学的酸素要求量 $10\text{mg}/\text{l}$ 以下、全窒素 $20\text{mg}/\text{l}$ 以下としなければならない。
- (3) 浄化槽放流水の放流方法は、前条第 4 号の規定によるものとする。
- (4) 浄化槽の維持管理及び水質検査については、前条第 5 号の規定によるものとし、水質検査にあたっては、年 2 回実施し、その結果を速やかに書面により村長に報告するものとする。
- (5) 浄化槽放流水により紛争、被害が発生した場合は、前条第 6 号の規定によるものとする。

(屋外広告物)

第 26 条 村長は、屋外広告物について、むらづくりの推進に支障がないと認めるものに限り設置を認めるものとする。

(村内行為ガイドライン)

第 27 条 村長は、事業者の村内行為にかかる事前協議及び申請等の利便を図るとともに、住民のむらづくりへの理解と意識の高揚を推進するために、村内行為ガイドラインを作成するものとする。

第 6 章 雑則

(承継義務)

第 28 条 条例第 38 条に規定する事業の承継にかかる譲受人の届出は、様式第 17 号による。

(委任)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年4月 1 日から施行する。

(南牧村開発基本条例施行規則の廃止)

2 南牧村開発基本条例施行規則（平成 2 年南牧村規則第 9 号）は、廃止する。

(別表第 1)

地区の目指すべき姿

地 区	目指すべき姿
自然環境保全地区	自然環境が荒廃した場合に行う保全対策を除いて、自然環境の改善を行わないこととする。
別荘地地区	現状の良好な別荘地環境を維持し続けるものとする。
野辺山原地区	農業環境を維持するものとし、耕作放棄地を存続させない対策を進める。
国道 141 号沿道地区	沿道フラワーオアシスの充実及び違法屋外広告物の撤去への働きかけを進め、村を代表する洗練された沿道環境を目指す。
既成集落地区	現状の農村景観を維持し続けるものとする。
一般山林地区	日常的な景観であるため、村において最も身近な存在であり、林業の衰退に対して積極的に取り組んでいく。

(別表第 2)

地下水開発に関する基準

削井について	<p>○原則として、地下水開発のための造成が3ヘクタール以上でなければ削井してはならない。</p> <p>○削井の位置は、既存の深さ50メートル以上の井戸及び河川等の水源地付近より300メートル以上はなれた位置でなければならない。ただし、村長が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>○削井後は電気検層を行い、その結果に基づいて村長と協議し、ケーシング径、ストレーナーの形状及び位置、揚水ポンプの性能、付近湧水からの集水防止策について確認を受けてからでなければ揚水を行ってはならない。</p> <p>○ただし、その揚水によって附近の湧水及び深井戸等の水位が著しく減少又は低下したと認められる場合は、その原因となる削井使用者が補償しなければならない。</p>
湧水について	<p>○開発地区及びその附近の湧水は、農業用水としての水利権を下流住民が有しているので、あらかじめ村長に届出て許可を得たものでなければ使用してはならない。</p> <p>○この場合の届出は条例及び施行規則の規定を準用する。村長は使用許可をするに当たって、事前に関係する水利権者の同意を書面によって求めなければならない。</p>